

## 【法定代理受理の通知について】

(参考) 「法定代理受領」の通知の法的位置付け

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第14条第1項（第50条において準用する場合を含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知することとなっています。

### 令和7年度私立認定こども園における公定価格（一人あたり月額）

単位：円

認定区分	保育 必要量区分	年齢区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2・3号	標準時間	0歳児	234,580	234,090	234,090	234,040	234,090	234,060	234,090	234,060	234,020	234,410	233,970	235,970
		1歳児	155,470	154,980	154,980	154,930	154,980	154,950	154,980	154,950	154,910	155,300	154,860	156,860
		2歳児	135,820	135,330	135,330	135,280	135,330	135,300	135,330	135,300	135,260	135,650	135,210	137,210
		3歳児	81,480	80,990	80,990	80,940	80,990	80,960	80,990	80,960	80,920	81,310	80,870	82,870
		4歳児以上	61,840	61,350	61,350	61,300	61,350	61,320	61,350	61,320	61,280	61,670	61,230	63,230
	短時間	0歳児	229,520	229,030	229,030	228,980	229,030	229,000	229,030	229,000	228,960	229,350	228,910	230,910
		1歳児	150,410	149,920	149,920	149,870	149,920	149,890	149,920	149,890	149,850	150,240	149,800	151,800
		2歳児	130,760	130,270	130,270	130,220	130,270	130,240	130,270	130,240	130,200	130,590	130,150	132,150
		3歳児	76,410	75,920	75,920	75,870	75,920	75,890	75,920	75,890	75,850	76,240	75,800	77,800
		4歳児以上	56,740	56,250	56,250	56,200	56,250	56,220	56,250	56,220	56,180	56,570	56,130	58,130
	副食費徴収免除		4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900
1号	—	満3歳児	299,518	296,248	296,248	296,248	297,768	299,518	297,768	297,768	297,768	299,368	296,248	311,158
		3歳児	238,318	235,048	235,048	235,048	236,568	238,318	236,568	236,568	236,568	238,168	235,048	249,958
		4・5歳児	217,808	214,538	214,538	214,538	216,058	217,808	216,058	216,058	216,058	217,658	214,538	229,448
		副食費徴収免除		4,650	4,650	4,900	4,900	3,920	4,650	4,900	3,920	4,650	4,410	4,160

注1) 法定代理受理した施設型給付費の額は、各施設の定員・年齢・保育の必要量等により決定される公定価格の額から、各支給認定保育者に係る利用者負担額を減じた額となります。

注2) 月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入所した子どもについては、在籍日数に応じた日割り計算を行うことにより公定価格の額を算出する必要があります。